

FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 1 1 0 6 号 (一部抜粋)

令和 8 年 2 月 10 日

5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 菌体りん酸肥料について ◆

我が国は、主な化学肥料の原料である尿素、りん安、塩化加里は、殆どが輸入に依存しています。また、令和3年以降、中国による肥料原料の輸出検査の厳格化やロシアのウクライナ侵攻等により、輸入肥料の価格が高騰し、我が国の肥料原料の輸入が停滞しました。このため、令和4年に開催された官民検討会では、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省、農業分野、下水道分野が連携し、安全性・品質を確保しつつ、下水汚泥資源の肥料利用の拡大を図る取り組みが示されました。これらの下水汚泥資源の肥料利用拡大の取り組みの一つとして、肥料成分を保証可能な新たな公定規格の設定が示されており、令和5年10月に品質管理計画（主成分（りん酸等）の安定化を図るために、成分の分析及び管理を適正に行うものとして農林水産大臣の確認を受けたもの）に基づき生産する肥料を新たに「菌体りん酸肥料」とする公定規格を創設しました。これにより、下水道汚泥資源の肥料も他の肥料との配合ができるようになりました。

菌体りん酸肥料の創設から、約2年が経ちましたが、令和8年1月末現在で、39銘柄が品質管理計画の農林水産大臣の確認手続きが終了し、このうち、33銘柄が都道府県知事の登録を取得し、菌体りん酸肥料として活用されております。

今後、菌体りん酸肥料の登録をお考えの方は、次に掲げる農林水産省のウェブサイト内の「菌体りん酸肥料の解説（申請者用）」をご一読頂き、FAMICにご相談ください。

○肥料成分を保証可能な新たな公定規格（菌体りん酸肥料）の創設について（農林水産省）：

https://www.maff.go.jp/j/syounan/nouan/kome/k_hiryo/kintairinsan.html

また、菌体りん酸肥料の品質管理計画大臣確認が終了している肥料の一覧は、次に掲げる FAMIC のウェブサイトの一覧をご覧ください。

○菌体りん酸肥料の品質管理計画大臣確認肥料の名称等一覧 (FAMIC) ...

<http://www.famic.go.jp/ffis/fert/sub11.html>